意見書案第 6 号

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成30年 6 月22日提出

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書

2017年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計 (速報値)」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超 の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していること が明らかになった。

こうしたことから、文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を公表した。しかし、「中間まとめ」は、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行ったものの、依然として「給特法」の問題に踏み込んでいない。

教職員の長時間労働に歯どめがかからない大きな要因として、「給特法」の存在がある。「給特法」は、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」(6条1項)と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定している。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離している。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務に当たらないとされている。また、「給特法」は、労基法37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」(3条2項)と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしている。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須である。

今国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されている。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となる。したがって、学校における「働き方改革」を進めるに当たっても、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきである。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、殊さら厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革はなし得ない。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう強く求める。

記

1 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の廃止を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣